

事業者情報

所有者情報



津市大門・丸之内

土地・建物活用意向登録システム

皆さんの将来の意向を
登録してください



津市大門・丸之内土地・建物活用意向登録システムは、
津市が所有者の意向と事業者の希望を把握し、
情報を安全に管理しながら
所有者と事業者を結び付ける制度です。

所有者情報

将来の意向でも
登録できる

- ◆すぐに売却・賃貸したい
- ◆2年くらい先にお店を閉め
るので、活用してほしい
- ◆相続登記していないが、
誰かに活用してもらいたい

事業者情報

事業計画が決まっていなくても
登録できる

- ◆すぐに事業を始めたい
- ◆資金計画が具体化していない
- ◆2年先には店を持ちたい

大門・丸之内 土地・建物



▲津市HP

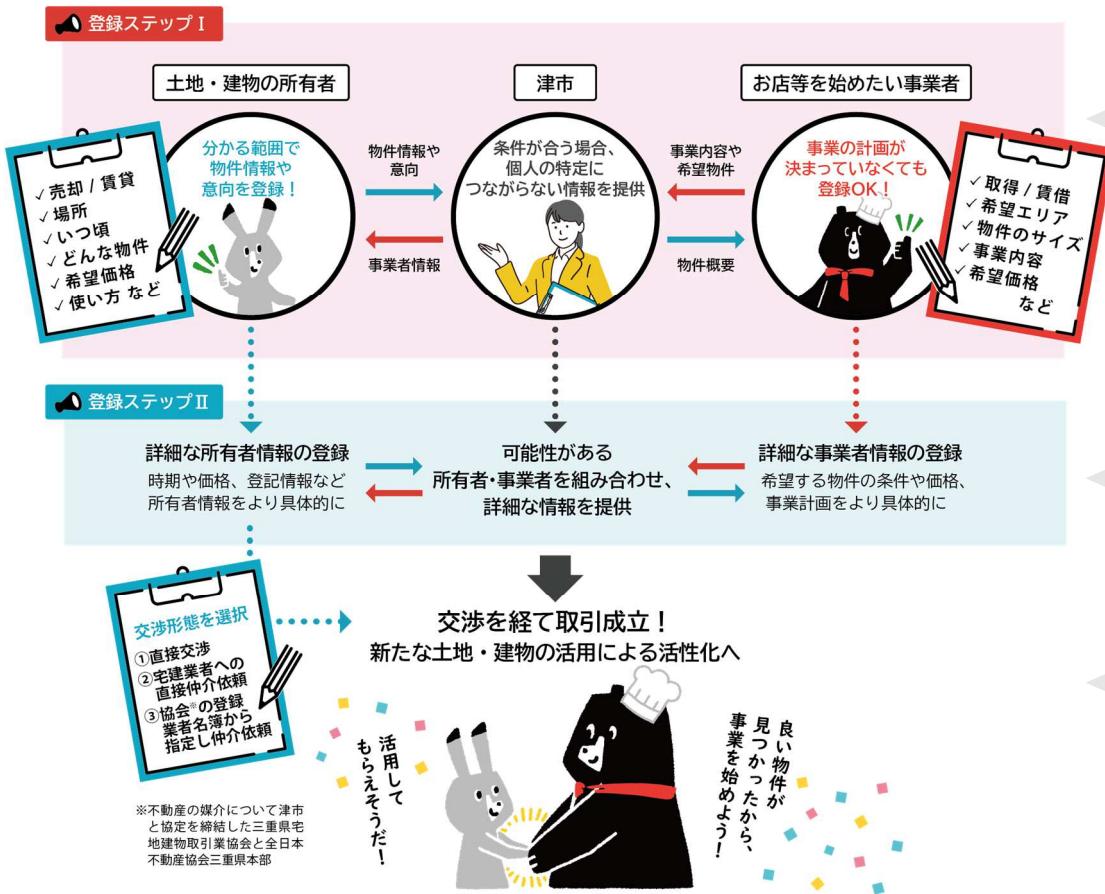
▲詳しくはこちらから。

問い合わせ
津市都市計画部 都市政策課

〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号
TEL 059-229-3183 FAX 059-229-3336
E-mail 229-3177@city.tsu.lg.jp

津市大門・丸之内土地・建物活用意向登録システムの仕組み

- ✓ このシステムは、大門・丸之内地区の不動産の売却又は賃貸を希望する方が登録する所有者情報と、不動産の取得又は賃借を希望する方が登録する事業者情報で構成されています。
- ✓ 各情報を津市が安全にお預かりし、条件に合う組み合わせがある場合に、所有者・事業者双方に情報提供します。
- ✓ 通常の不動産取引と異なり、「2年後にお店を閉めたら売却したい」「いつか事業をしたい」といった、将来の意向も登録することができます。



●登録ステップIでは、分かる範囲で不動産の情報や将来の意向をご登録いただきます。

●条件に合う情報が揃えば、個人の特定につながらない範囲の情報を双方に提供します。

●津市の担当者が現地調査や聞き取りなどをさせていただきますので、ご協力をお願いします。

●登録ステップIIでは、より詳細な情報をご登録いただき、津市がコーディネートしながら所有者と事業者をつなげます。

●所有者・事業者双方の条件が合えば、交渉を行い、取引成立です。

●安全な取引ができるよう、宅建業者の紹介も可能です。

登録の2つの段階について

このシステムでは、登録の段階がステップIとステップIIに分かれており、まずはステップIにご登録いただき、調査等を経てステップIIに移行します。

登録ステップI

取引予定期が未定であったり、登記の整理が終わっていない状態でもご登録いただける段階です。

	所有者情報	事業者情報
登録できる人	誰でも可	誰でも可
登録する内容 (分かる範囲)	・物件概要 ・今後の意向など	・希望エリア ・希望面積 ・事業イメージなど

登録ステップII

実際の取引につなげられるよう、詳細な情報をご登録いただく段階です。

	所有者情報	事業者情報
登録できる人	所有者	事業者
登録する内容 (具体的な内容)	・希望時期 ・希望価格 ・登記情報など	・希望する物件の条件 ・希望価格 ・事業計画など

登録できる不動産

大門・丸之内地区に所在する不動産で、
・1筆単位の土地
・1棟単位の建物（区分所有建物は区分所有する部分に限る）
※アパートの1室やテナントビルの1室、月極駐車場の1区画などは登録できません。

登録できない利用用途

低利用の状態を誘発する利用用途
(例)
・駐車場
(立体駐車場や店舗・事務所併設の駐車場はOK)
・資材置き場
・看板・広告用地
・家庭菜園など

その他

次の場合は登録できません。
・既に宅建業者と専任媒介契約又は専属専任媒介契約を締結している場合（一般媒介契約はOK）
・空き家情報バンクに登録している場合

Q & A

Q. 空き家情報バンクとの違いは？

A. 空き家情報バンクは、すでに空き家となっている建物（土地を含む）を登録し、その情報をインターネット等で広く公開します。一方、このシステムは、将来の意向も登録可能ですが、公開はされません。また、土地のみであっても登録可能です。

Q. 登録された情報は、インターネットに公開されるの？

A. このシステムに登録いただく情報は、不動産情報サイト等とは異なり、一般に公表・公開されませんので、インターネット等で閲覧することはできません。また、津市が登録者の了解なく登録情報を公開・提供することはありません。

Q. 交渉や契約も津市が手伝ってくれるの？

A. 市は、情報の提供や連絡調整を行いますが、売買・賃貸借に関する交渉や契約について関与しません。また契約などに関するトラブルについては、当事者間で解決していただきます。

登録はこちら

